

令和 3 年 9 月

# 北九州市議会定例会議案

## 付 議 議 案

議案番号	件 名	ページ
議案第 77号	令和2年度北九州市一般会計決算について	… 1
議案第 78号	令和2年度北九州市国民健康保険特別会計決算について	… 2
議案第 79号	令和2年度北九州市食肉センター特別会計決算について	… 3
議案第 80号	令和2年度北九州市卸売市場特別会計決算について	… 4
議案第 81号	令和2年度北九州市渡船特別会計決算について	… 5
議案第 82号	令和2年度北九州市土地区画整理特別会計決算について	… 6
議案第 83号	令和2年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について	… 7
議案第 84号	令和2年度北九州市港湾整備特別会計決算について	… 8
議案第 85号	令和2年度北九州市公債償還特別会計決算について	… 9
議案第 86号	令和2年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について	… 10
議案第 87号	令和2年度北九州市土地取得特別会計決算について	… 11
議案第 88号	令和2年度北九州市駐車場特別会計決算について	… 12
議案第 89号	令和2年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について	… 13
議案第 90号	令和2年度北九州市産業用地整備特別会計決算について	… 14
議案第 91号	令和2年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について	… 15
議案第 92号	令和2年度北九州市介護保険特別会計決算について	… 16
議案第 93号	令和2年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について	… 17
議案第 94号	令和2年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算について	… 18
議案第 95号	令和2年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について	… 19
議案第 96号	令和2年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について	… 20
議案第 97号	令和2年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について	… 21

議案第 98号	令和2年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算について	… 22
議案第 99号	令和2年度北九州市上水道事業会計に係る利益の処分及び決算について	… 23
議案第100号	令和2年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益の処分及び決算について	… 24
議案第101号	令和2年度北九州市交通事業会計決算について	… 25
議案第102号	令和2年度北九州市病院事業会計決算について	… 26
議案第103号	令和2年度北九州市下水道事業会計に係る利益の処分及び決算について	… 27
議案第104号	令和2年度北九州市公営競技事業会計に係る利益の処分及び決算について	… 28
議案第105号	北九州市平和のまちミュージアム条例について	… 29
議案第106号	北九州市手数料条例の一部改正について	… 32
議案第107号	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	… 36
議案第108号	北九州市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について	… 39
議案第109号	北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	… 63
議案第110号	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	… 75
議案第111号	高規格救急自動車の取得について	… 78
議案第112号	太刀浦コンテナクレーン更新工事(R3)請負契約締結について	… 80
議案第113号	公有水面埋立てによる土地確認について	… 82
議案第114号	町の区域の変更について	… 85
議案第115号	土地の取得について	… 88
議案第116号	令和3年度北九州市一般会計補正予算について	} 別冊
議案第117号	令和3年度北九州市卸売市場特別会計補正予算について	
議案第118号	令和3年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
議案第119号	令和3年度北九州市介護保険特別会計補正予算について	

議案第 77 号

令和 2 年度北九州市一般会計決算について

令和 2 年度北九州市一般会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度北九州市一般会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 2 年度北九州市一般会計決算

別冊のとおり

議案第78号

令和2年度北九州市国民健康保険特別会計決算について

令和2年度北九州市国民健康保険特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和3年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度北九州市国民健康保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和2年度北九州市国民健康保険特別会計決算  
別冊のとおり

議案第79号

令和2年度北九州市食肉センター特別会計決算について

令和2年度北九州市食肉センター特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和3年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度北九州市食肉センター特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和2年度北九州市食肉センター特別会計決算  
別冊のとおり

議案第 80 号

令和 2 年度北九州市卸売市場特別会計決算について

令和 2 年度北九州市卸売市場特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度北九州市卸売市場特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 2 年度北九州市卸売市場特別会計決算

別冊のとおり

議案第 8 1 号

令和 2 年度北九州市渡船特別会計決算について

令和 2 年度北九州市渡船特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 2 年度北九州市渡船特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 2 年度北九州市渡船特別会計決算

別冊のとおり

議案第 82 号

令和 2 年度北九州市土地区画整理特別会計決算について

令和 2 年度北九州市土地区画整理特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度北九州市土地区画整理特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 2 年度北九州市土地区画整理特別会計決算  
別冊のとおり

議案第 83 号

令和 2 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について

令和 2 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する

。

記

令和 2 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算  
別冊のとおり

議案第 84 号

令和 2 年度北九州市港湾整備特別会計決算について

令和 2 年度北九州市港湾整備特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度北九州市港湾整備特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 2 年度北九州市港湾整備特別会計決算

別冊のとおり

議案第 85 号

令和 2 年度北九州市公債償還特別会計決算について

令和 2 年度北九州市公債償還特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度北九州市公債償還特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 2 年度北九州市公債償還特別会計決算

別冊のとおり

議案第 86 号

令和 2 年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について

令和 2 年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 2 年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算  
別冊のとおり

議案第 87 号

令和 2 年度北九州市土地取得特別会計決算について

令和 2 年度北九州市土地取得特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度北九州市土地取得特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 2 年度北九州市土地取得特別会計決算

別冊のとおり

議案第 88 号

令和 2 年度北九州市駐車場特別会計決算について

令和 2 年度北九州市駐車場特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度北九州市駐車場特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 2 年度北九州市駐車場特別会計決算

別冊のとおり

議案第 89 号

令和 2 年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について

令和 2 年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 2 年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算  
別冊のとおり

議案第90号

令和2年度北九州市産業用地整備特別会計決算について

令和2年度北九州市産業用地整備特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和3年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度北九州市産業用地整備特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和2年度北九州市産業用地整備特別会計決算  
別冊のとおり

議案第91号

令和2年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について

令和2年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和3年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度北九州市漁業集落排水特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和2年度北九州市漁業集落排水特別会計決算  
別冊のとおり

議案第 92 号

令和 2 年度北九州市介護保険特別会計決算について

令和 2 年度北九州市介護保険特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度北九州市介護保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 2 年度北九州市介護保険特別会計決算

別冊のとおり

議案第 93 号

令和 2 年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について

令和 2 年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 2 年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算  
別冊のとおり

議案第94号

令和2年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算について

令和2年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和3年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和2年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算  
別冊のとおり

議案第 95 号

令和 2 年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について

令和 2 年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 2 年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算  
別冊のとおり

議案第96号

令和2年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について

令和2年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和3年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和2年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算  
別冊のとおり

議案第 97 号

令和 2 年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について

令和 2 年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 2 年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算

別冊のとおり

議案第 98 号

令和 2 年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算に  
ついて

令和 2 年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算について次の  
とおり認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度北九州市市  
立病院機構病院事業債管理特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に  
付する。

記

令和 2 年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算  
別冊のとおり

議案第 99 号

令和 2 年度北九州市上水道事業会計に係る利益の処分及び決算に  
ついて

令和 2 年度北九州市上水道事業会計について、次のとおり利益を処分し、及  
び決算を認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 令和 2 年度北九州市上水道事業会計に係る利益を処分するに当たり  
地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定によりこの案を提出し、及び地方公営  
企業法第 30 条第 4 項の規定により令和 2 年度北九州市上水道事業会計決算  
を監査委員の意見を付けて認定に付する。

記

令和 2 年度北九州市上水道事業会計決算  
別冊のとおり

議案第100号

令和2年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益の処分及び決算について

令和2年度北九州市工業用水道事業会計について、次のとおり利益を処分し、及び決算を認定に付する。

令和3年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 令和2年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益を処分するに当たり地方公営企業法第32条第2項の規定によりこの案を提出し、及び地方公営企業法第30条第4項の規定により令和2年度北九州市工業用水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

記

令和2年度北九州市工業用水道事業会計決算  
別冊のとおり

議案第101号

令和2年度北九州市交通事業会計決算について

令和2年度北九州市交通事業会計決算について次のとおり認定に付する。

令和3年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度北九州市交通事業会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和2年度北九州市交通事業会計決算

別冊のとおり

議案第102号

令和2年度北九州市病院事業会計決算について

令和2年度北九州市病院事業会計決算について次のとおり認定に付する。

令和3年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度北九州市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和2年度北九州市病院事業会計決算

別冊のとおり

議案第103号

令和2年度北九州市下水道事業会計に係る利益の処分及び決算について

令和2年度北九州市下水道事業会計について、次のとおり利益を処分し、及び決算を認定に付する。

令和3年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 令和2年度北九州市下水道事業会計に係る利益を処分するに当たり地方公営企業法第32条第2項の規定によりこの案を提出し、及び地方公営企業法第30条第4項の規定により令和2年度北九州市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

記

令和2年度北九州市下水道事業会計決算  
別冊のとおり

議案第104号

令和2年度北九州市公営競技事業会計に係る利益の処分及び決算  
について

令和2年度北九州市公営競技事業会計について、次のとおり利益を処分し、  
及び決算を認定に付する。

令和3年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 令和2年度北九州市公営競技事業会計に係る利益を処分するに当たり  
り地方公営企業法第32条第2項の規定によりこの案を提出し、及び地方公  
営企業法第30条第4項の規定により令和2年度北九州市公営競技事業会計  
決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

記

令和2年度北九州市公営競技事業会計決算  
別冊のとおり

議案第105号

北九州市平和のまちミュージアム条例について

北九州市平和のまちミュージアム条例を次のように定める。

令和3年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 先の大戦における戦争被害、戦時下の人々の暮らし等に関する資料の収集、保存、展示等を行うこと等により、市民に戦争の悲惨さを伝え、もって市民が平和の大切さや命の尊さを考えるきっかけとするため、北九州市平和のまちミュージアムを設置する必要があるため、この条例案を提出する。

## 北九州市平和のまちミュージアム条例

### (設置)

第1条 先の大戦における戦争被害、戦時下の人々の暮らし等に関する資料の収集、保存、展示等を行うこと等により、市民に戦争の悲惨さを伝え、もって市民が平和の大切さや命の尊さを考えるきっかけとするため、北九州市平和のまちミュージアム（以下「ミュージアム」という。）を北九州市小倉北区城内4番10号に設置する。

### (事業)

第2条 ミュージアムは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 先の大戦における戦争被害、戦時下の人々の暮らし等に関する資料の収集及び保存に関する事業
- (2) 前号の資料の展示に関する事業
- (3) 第1号の資料の調査及び研究並びに平和に関する学習の機会の提供に関する事業
- (4) 平和に関する多世代の交流の促進及び情報の発信に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

### (使用の許可)

第3条 ミュージアムを使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、ミュージアムの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) ミュージアムの設置の目的に反するとき。
- (3) ミュージアムを損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、ミュージアムの管理上支障があると認めるとき。

### (使用の許可の取消し等)

第4条 市長は、ミュージアムの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、当該使用を拒み、若しくは制限し、又はミュージアムからの退去を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わないとき。

(3) 詐欺その他不正の手段により許可を受けたとき。

(観覧料)

第5条 市は、ミュージアムの陳列品の観覧につき、別表に定める観覧料を徴収する。

2 観覧料は、使用の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(観覧料の減免等)

第6条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、観覧料を減免し、又は観覧料の徴収を猶予することができる。

2 既納の観覧料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第7条 この条例に規定するもののほか、ミュージアムの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	一般	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童
個人	200円	100円	50円
団体（30人以上）	160円	80円	40円

議案第 106 号

北九州市手数料条例の一部改正について

北九州市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの交付等に係る手数料を廃止するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

(14)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第6項の規定による個人番号カードの失効後の同条第1項の規定に基づく個人番号カードの交付		1枚につき800円	
(14)の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は同令第29条第1項の規定に基づく個人番号カードの交付		1枚につき800円	

を

(14)	削除			
------	----	--	--	--

に

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市手数料条例新旧対照表

参考

新				旧			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考	手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考
略							
(14) 削除				(14) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第17条第6項の規定による個人番号カードの失効後の同条第1項の規定に基づく個人番号カードの交付		1枚につき800円	
				(14)の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令 (平成26年総務省令第85号) 第28条第1項の規定に基づく		1枚につき800円	

新	旧																				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="290 1917 507 2047"></td> <td data-bbox="290 1576 507 1917"></td> <td data-bbox="290 1429 507 1576"></td> <td data-bbox="290 1258 507 1429"></td> <td data-bbox="290 1164 507 1258"></td> </tr> <tr> <td colspan="5" data-bbox="507 1164 568 2047">略</td> </tr> </table>						略					<table border="1"> <tr> <td data-bbox="290 954 507 1084">個人番号カードの再交付又は同令第29条第1項の規定に基づく個人番号カードの交付</td> <td data-bbox="290 613 507 954"></td> <td data-bbox="290 465 507 613"></td> <td data-bbox="290 295 507 465"></td> <td data-bbox="290 201 507 295"></td> </tr> <tr> <td colspan="5" data-bbox="507 201 568 1084">略</td> </tr> </table>	個人番号カードの再交付又は同令第29条第1項の規定に基づく個人番号カードの交付					略				
略																					
個人番号カードの再交付又は同令第29条第1項の規定に基づく個人番号カードの交付																					
略																					

議案第107号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市立浅野工芸舎及び北九州市立八幡東工芸舎を廃止するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の障害者生活支援施設の項中

「

北九州市立浅野 工芸舎	北九州市小倉北区浅野二 丁目16番38号
〃 洞海 工芸舎	〃 若松区浜町一丁 目10番25号
〃 八幡 東工芸舎	〃 八幡東区昭和二 丁目2番7号

を

」

「

北九州市立洞海 工芸舎	北九州市若松区浜町一丁 目10番25号
----------------	------------------------

に

」

改める。

付 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。

新				旧			
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)			
施設の種類	目的又は事業	名称	位置	施設の種類	目的又は事業	名称	位置
略				略			
障害者生活 支援施設	略	北九州市立洞海 工芸舎	北九州市若松区浜町一 丁目10番25号	北九州市立浅野 工芸舎	略	北九州市立浅野 工芸舎	北九州市小倉北区浅野 二丁目16番38号
						” 八幡 東工芸舎	” 八幡東区昭和 二丁目2番7号
略				略			

議案第108号

北九州市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を  
定める条例の一部改正について

北九州市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令  
の一部改正に伴い、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準に  
旅客特定車両停留施設の構造に関する基準を加える等のため、関係規定を改  
める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北九州市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年北九州市条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第2条」を「一第2条の2」に改め、「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を、「立体横断施設」、「乗合自動車停留所」、「路面電車停留場等」及び「自動車駐車場」の次に「の構造」を加え、「第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第33条—第37条）」を「第7章 旅客特定車両停留施設の構造（第33条—第43条）」を「第8章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第44条—第48条）」に改める。

第2条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

第1章中第2条の次に次の1条を加える。

（災害等の場合の適用除外）

第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

第2章の章名中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を加える。

第3条中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第4条第1項中「平成24年北九州市条例第65号」の次に「。次項から第4項までにおいて「道路構造条例」という。」を加え、同条第2項中「（次項において「自転車歩行者道」という。）」を削り、「北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例」を「道路構造条例」に改め、同条第3項中「及び」を「若しくは第2項の」に改め、「いう。）」の次に「又は第3項の自転車歩行者専用道路若しくは前項の歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を

加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 特定道路に設ける自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第43条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 特定道路に設ける歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第44条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第5条各項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項本文中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項本文中「除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第9条第2項中「前項の」の次に「段差に接続する」を加える。

第3章の章名中「立体横断施設」の次に「の構造」を加える。

第12条第1号中「内法奥行き」を「内法奥行き」に改め、同条第2号中「知らせる装置」を「案内する設備」に改め、同条第3号ただし書中「に規定する基準を適用することができる」を「の規定の適用を受ける」に、「とすることができる」を「とすること」に改め、同条第4号ただし書中「に規定する基準を適用することができる」を「の規定の適用を受ける」に改め、同条第5号中「により、籠外から籠内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第8号中「装置」を「設備」に改め、同条第9号及び第13号中「知らせる装置」を「案内する設備」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第10号中「踏幅」を「踏み幅」に改める。

第4章の章名中「乗合自動車停留所」の次に「の構造」を加える。

第5章の章名中「路面電車停留所等」の次に「の構造」を加える。

第6章の章名中「自動車駐車場」の次に「の構造」を加える。

第37条中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条を第48条とする。

第36条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項本文中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同項ただし書中「及び自動車駐車場の路面」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面及び床面」に改め、同条を第47条とする。

第35条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の2項を加える。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を

1 以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

- 3 前項の設備に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席を優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第35条を第46条とする。

第34条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に、「視覚障害者誘導用ブロック」を「、視覚障害者誘導用ブロック」に改め、同条第3項中「視覚障害者誘導用ブロック」を「第1項から第3項までの視覚障害者誘導用ブロック」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「視覚障害者誘導用ブロック」を「前3項の視覚障害者誘導用ブロック」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号に規定する基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設ける設備（音声によるものを除く。）、便所の出入口及び第42条に規定する基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

- 3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第34条を第45条とする。

第33条に次の4項を加える。

- 3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項及び第6項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

- 4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。

- 5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第33条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段の他の施設のエレベーター又は傾斜路を含む。以下この項ただし書及び次項において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるも

のとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所には、旅客特定車両停留施設の構造及び移動等円滑化のための主要な設備の配置を点字、音声その他の方法により視覚障害者に案内する設備を設けるものとする。

第33条を第44条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

#### 第7章 旅客特定車両停留施設の構造 (通路)

- 第33条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

- 2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

- 3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一

体的に利用される他の施設のエレベーター（第35条に規定する基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第36条に規定する基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機又は傾斜路を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に掲げる構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

第34条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第35条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により案内する設備が設けられているものに限る。）にあつては、こ

の限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の規定の適用を受けるエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第36条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に掲げる構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合には、12パーセント以下とすることができる。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第37条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に掲げる構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、前号ただし書の規定の適用を受けるエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により案内する設備を設けるものとする。

(階段)

第38条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第39条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

(3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のに供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

(5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第40条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第41条 第30条から第32条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第31条第1項第1号

中「第25条の規定による通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第25条各号」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第42条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第33条第1項各号に規定する基準に適合するものであること。

(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とするものとする。

(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前を出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（常時勤務する者を置かないものを除く。）には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第43条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考 北九州市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則（第1条—第2条の2）</u></p> <p>第2章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造（第3条—第10条）</u></p> <p>第3章 <u>立体横断施設の構造（第11条—第16条）</u></p> <p>第4章 <u>乗合自動車停留所の構造（第17条・第18条）</u></p> <p>第5章 <u>路面電車停留場等の構造（第19条—第21条）</u></p> <p>第6章 <u>自動車駐車場の構造（第22条—第32条）</u></p> <p>第7章 <u>旅客特定車両停留施設の構造（第33条—第43条）</u></p> <p>第8章 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第44条—第48条）</u></p> <p>付則 （定義）</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設</u>を使用した役割の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）において使用する用語の例による。</p> <p><u>（災害等の場合の適用除外）</u></p> <p><u>第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。</u></p> <p>第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造 （歩道）</p> <p>第3条 特定道路（自転車歩行者道を設ける道路、<u>自転車歩行者専用道路及び歩行</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・<u>第2条</u>）</p> <p>第2章 歩道等（第3条—第10条）</p> <p>第3章 立体横断施設（第11条—第16条）</p> <p>第4章 乗合自動車停留所（第17条・第18条）</p> <p>第5章 路面電車停留場等（第19条—第21条）</p> <p>第6章 自動車駐車場（第22条—第32条）</p> <p>第7章 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第33条—第37条）</u></p> <p>付則 （定義）</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令</u>（平成18年国土交通省令第116号）において使用する用語の例による。</p> <p>第2章 歩道等 （歩道）</p> <p>第3条 特定道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるも</p>

新	旧
<p>者専用道路を除く。)には、歩道を設けるものとする。 (有効幅員)</p> <p>第4条 前条の規定により設ける歩道の有効幅員は、北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例(平成24年北九州市条例第65号。次項から第4項までにおいて「<u>道路構造条例</u>」という。)第12条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>2 特定道路に設ける自転車歩行者道の有効幅員は、<u>道路構造条例</u>第11条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>3 特定道路に設ける自転車歩行者専用道路の有効幅員は、<u>道路構造条例</u>第43条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>4 特定道路に設ける歩行者専用道路の有効幅員は、<u>道路構造条例</u>第44条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>5 第1項の歩道若しくは第2項の自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)又は第3項の自転車歩行者専用道路若しくは前項の歩行者専用道路(以下「<u>自転車歩行者専用道路等</u>」という。)の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。 (舗装)</p> <p>第5条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、</p>	<p>のとする。 (有効幅員)</p> <p>第4条 前条の規定により設ける歩道の有効幅員は、北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例(平成24年北九州市条例第65号)第12条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>2 特定道路に設ける自転車歩行者道(次項において「<u>自転車歩行者道</u>」という。) の有効幅員は、<u>北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例</u>第11条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>3 第1項の歩道及び自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。 (舗装)</p> <p>第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするも</p>

新	旧
<p>水はけの良い仕上げとするものとする。</p> <p>(勾配)</p> <p>第6条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(横断歩道に接続する歩道等の部分)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。</p> <p>第3章 立体横断施設の構造 (エレベーター)</p> <p>第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とするものとする。</p> <p>(1) 籠の内法幅及び内法奥行きは、それぞれ1.5メートル以上とすること。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により案内する設備が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.</p>	<p>のとする。</p> <p>(勾配)</p> <p>第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(横断歩道に接続する歩道等の部分)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。</p> <p>第3章 立体横断施設 (エレベーター)</p> <p>第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とするものとする。</p> <p>(1) 籠の内法幅及び内法奥行きは、それぞれ1.5メートル以上とすること。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.</p>

新	旧
<p>4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。</p> <p>(3) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、前号の<u>規定の適用を受けるエレベーター</u>にあつては、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を<u>確認</u>するための鏡を設けること。ただし、第2号の<u>規定の適用を受けるエレベーター</u>にあつては、この限りでない。</p> <p>(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、<u>籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造</u>とすること。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 籠内には、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する<u>設備</u>を設けること。</p> <p>(9) 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により<u>案内する設備</u>を設けること。</p> <p>(10) ～ (12) 略</p> <p>(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により案内する<u>設備</u>を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により案内する<u>設備</u>が設けられている場合においては、この限りでない。</p>	<p>4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。</p> <p>(3) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、前号に<u>規定する基準を適用</u>することができる。ただし、<u>80センチメートル以上とすることができるエレベーター</u>にあつては、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(4) 籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を<u>確認</u>するための鏡を設けること。ただし、第2号に<u>規定する基準を適用</u>することができるエレベーターにあつては、この限りでない。</p> <p>(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、<u>籠外から籠内が視覚的に確認できる構造</u>とすること。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 籠内には、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する<u>装置</u>を設けること。</p> <p>(9) 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により<u>知らせる装置</u>を設けること。</p> <p>(10) ～ (12) 略</p> <p>(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる<u>装置</u>が設けられている場合においては、この限りでない。</p>

新	旧
<p>(傾斜路)</p> <p>第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に掲げる構造とするものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに<u>踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。</u></p> <p>第4章 <u>乗合自動車停留所の構造</u></p> <p>第5章 <u>路面電車停留場等の構造</u></p> <p>第6章 <u>自動車駐車場の構造</u></p> <p>第7章 <u>旅客特定車両停留施設の構造</u></p> <p>(通路)</p> <p>第33条 <u>公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものという。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に掲げる構造とするものとする。</u></p> <p>(1) <u>有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。</u></p>	<p>(傾斜路)</p> <p>第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造とするものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに<u>踏幅1.5メートル以上の踊場を設けること。</u></p> <p>第4章 乗合自動車停留所</p> <p>第5章 路面電車停留場等</p> <p>第6章 自動車駐車場</p>

新	旧
<p>(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 自動的に閉閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に閉閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもつてこれに代えることができる。</p> <p>3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第35条に規定する基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第36条に規定する基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機又は傾斜路を設置することが困難である場合も、また同様とする。</p>	

新	旧
<p>4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に掲げる構造とするものとする。</p> <p>(1) 床の表面は、平たんて、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとすること。</p> <p>イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(出入口)</p> <p>第34条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に掲げる構造とするものとする。</p> <p>(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(エレベーター)</p>	

新	旧
<p><u>第35条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とするものとする。</u></p> <p>(1) <u>籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により案内する設備が設けられているものに限る。）にあっては、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(3) <u>籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の規定の適用を受けるエレベーターにあっては、この限りでない。</u></p> <p>2. <u>第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。</u></p> <p>3. <u>移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。</u></p> <p><u>(傾斜路)</u></p> <p><u>第36条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に掲げる構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合には、90センチメートル以上とすることができる。</u></p>	

新	旧
<p>(2) <u>縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合、12パーセント以下とすることができる。</u></p> <p>2 <u>移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p>3 <u>第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。</u></p> <p>(エスカレーター)</p> <p><u>第37条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に掲げる構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。</u></p> <p>(1) <u>上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方方向に移動することがない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、前号ただし書の規定の適用を受けるエスカレーターにおいては、この限りでない。</u></p> <p>(3) <u>踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(4) <u>踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができない構造であり、かつ、車止めが設けられていること。</u></p> <p>2 <u>第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。</u></p> <p>3 <u>移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーター</u></p>	

新	旧
<p>行き先及び昇降方向を音声により案内する設備を設けるものとする。</p> <p><u>(階段)</u></p> <p><u>第38条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。</u></p> <p><u>(乗降場)</u></p> <p><u>第39条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に掲げる構造とするものとする。</u></p> <p><u>(1) 床の表面は、平たんて、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p><u>(2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合ににおいては、8パーセント以下とすることができる。</u></p> <p><u>(3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</u></p> <p><u>(4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車の用に供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。</u></p> <p><u>(5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。</u></p> <p><u>(運行情報提供設備)</u></p> <p><u>第40条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない</u></p>	

新	旧
<p>場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p><u>(便所)</u></p> <p><u>第41条 第30条から第32条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第31条第1号中「第25条の規定による通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第25条各号」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(乗券等販売所、待合所及び案内所)</u></p> <p><u>第42条 乗券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる構造とするものとする。</u></p> <p><u>(1) 移動等円滑化された通路と乗券等販売所との間の通路は、第33条第1項各号に規定する基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる構造とすること。</u></p> <p>ア <u>有効幅は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p>イ <u>戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とするものとする。</u></p> <p><u>(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</u></p> <p>ウ <u>車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</u></p>	

新	旧
<p>2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。</p> <p>3 乗車券等販売所又は案内所（常時勤務する者を置かないものを除く。）には、<u>聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。</u></p> <p><u>（券売機）</u></p> <p>第4.3条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。</p> <p>第8章 略 （案内標識）</p> <p>第4.4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>旅客特定車両停留施設のエレベーターその他昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項及び第6項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。</u></p> <p>4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。</p> <p>5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第3.3条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同項前段の他の施設のエレベーター又は傾斜路を含む。以下この項ただし書及び次項にお</p>	<p>第7章 略 （案内標識）</p> <p>第3.3条 略</p> <p>2 略</p>

新	旧
<p>いて同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、<u>移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</u></p> <p>6 <u>公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所には、旅客特定車両停留施設の構造及び移動等円滑化のための主要な設備の配置を点字、音声その他の方法により視覚障害者に案内する設備を設けるものとする。</u></p> <p>(視覚障害者誘導用ブロック)</p> <p>第4.5条 歩道等、<u>自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第1.2条第1.1号に規定する基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設ける設備（音声によるものを除く。）、便所の出入口及び第4.2条に規定する基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</u></p> <p>4 <u>前3項の視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度</u></p>	<p>(視覚障害者誘導用ブロック)</p> <p>第3.4条 歩道等、<u>立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</u></p> <p>2 <u>視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きい</u></p>

新	旧
<p>比が大いこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。</p>	<p>いこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。</p>
<p>5 <u>第1項から第3項までの視覚障害者誘導用ブロック</u>には、<u>視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所</u>に、<u>音声により視覚障害者を案内する設備</u>を設けるものとする。</p> <p>(休憩施設)</p> <p>第46条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、<u>適当な間隔でベンチ及びその上屋</u>を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>3 <u>視覚障害者誘導用ブロック</u>には、<u>視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所</u>に、<u>音声により視覚障害者を案内する設備</u>を設けるものとする。</p> <p>(休憩施設)</p> <p>第35条 歩道等には、<u>適当な間隔でベンチ及びその上屋</u>を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>
<p>2 <u>旅客特定車両停留施設</u>には、<u>高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備</u>を1以上設けるものとする。ただし、<u>旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</u></p>	
<p>3 <u>前項の設備に優先席</u>（主として、<u>高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。</u>）を設ける場合は、その付近に、<u>当該優先席を優先的に利用することができる者を表示する案内標識</u>を設けるものとする。</p> <p>(照明施設)</p>	<p>(照明施設)</p>
<p>第47条 歩道等、<u>自転車歩行者専用道路等</u>及び<u>立体横断施設</u>には、<u>照明施設を連続して設けるものとする</u>。ただし、<u>夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等</u>及び<u>立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合</u>においては、この限りでない。</p>	<p>第36条 歩道等及び<u>立体横断施設</u>には、<u>照明施設を連続して設けるものとする</u>。ただし、<u>夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合</u>においては、この限りでない。</p>
<p>2 乗合自動車停留所、<u>路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設</u></p>	<p>2 乗合自動車停留所、<u>路面電車停留場及び自動車駐車場</u>には、<u>高齢者、障害者等</u></p>

新	旧
<p>には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場、<u>自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面及び床面の照度</u>が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>(防雪施設)</p> <p><u>第4.8条</u> 歩道等、<u>自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設</u>において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。</p>	<p>の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び<u>自動車駐車場の路面の照度</u>が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>(防雪施設)</p> <p><u>第3.7条</u> 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。</p>

議案第109号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の  
一部改正について

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように定める。

令和3年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を適  
用する地区整備計画区域を追加するため、関係規定を改める必要があるので  
、この条例案を提出する。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年北九州市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

吉志南地区 地区整備計 画区域	北九州広域都市計画吉志南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	を
-----------------------	---	---

吉志南地区 地区整備計 画区域	北九州広域都市計画吉志南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	に、
猿喰地区地 区整備計 画区域	北九州広域都市計画猿喰地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	

舞ヶ丘地区 地区整備計 画区域	北九州広域都市計画舞ヶ丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	を
-----------------------	---	---

舞ヶ丘地区 地区整備計 画区域	北九州広域都市計画舞ヶ丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	に
守恒一丁目	北九州広域都市計画守恒一丁目地区地区計画の区域の	

地区地区整備計画区域	うち、地区整備計画が定められた区域
------------	-------------------

改める。

別表第2中

吉志南地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） (3) 共同住宅 (4) 集会所又は公民館 (5) 幼稚園又は保育所 (6) 診療所 (7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (8) 前各号の建築物に付属するもの				200平方メートル (集会所若しくは公民館又は巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。)						
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

吉志南地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） (3) 共同住宅 (4) 集会所又は公民館 (5) 幼稚園又は保育所 (6) 診療所 (7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (8) 前各号の建築物に付属するもの				200平方メートル (集会所若しくは公民館又は巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。)						
猿喰地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場（法別表第2（る）項第1号に掲げる工場、同項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの	10分の20		10分の6	500平方メートル 外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.0メートル	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの (2) 物置そ	20メートル			

に

	<p>で令第130条の9で定めるもの及び産業廃棄物処理施設を除く。）</p> <p>(2) 研究所</p> <p>(3) 倉庫業を営む倉庫、貨物利用運送事業の用に供する倉庫若しくは一般貨物自動車運送事業の用に供する倉庫（いずれも流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第2条第3号に規定する特定流通業務施設に限る。）又はこれらが有する事務所若しくは自動車車庫</p> <p>(4) 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に付属するもの</p>						<p>その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 自動車車庫（令第136条の9第1号に該当するものに限る。）</p> <p>(4) 自転車駐車場</p>			
--	---	--	--	--	--	--	---	--	--	--

改め、同表の曾根地区地区整備計画区域の新産業A地区の項ア欄第2号中「（平成17年法律第85号）」を削り、同表中

<p>利便福祉施設地区</p>	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 共同住宅</p> <p>(2) 寄宿舍（老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助の用に供するものに限る。）</p> <p>(3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>(4) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>(5) 診療所（住宅の用途を兼ねるものを含む。）</p> <p>(6) 病院</p> <p>(7) 令第19条第1項に規定する児童福祉施設等</p> <p>(8) 調査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(9) 前各号の建築物に付属するもの（自動</p>			<p>180平方メートル</p>	<p>外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離</p>	<p>1.0メートル</p>		<p>15メートル</p>		
-----------------	---	--	--	------------------	---------------------------------	----------------	--	---------------	--	--

を

	<p>車庫庫にあつては、当該自動車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に付属する自動車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が300平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が3,000平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が3,000平方メートル以内の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの及び3階以上の部分にあるものを除く。）</p> <p>(10) 第1号から第8号までの建築物に付属しない自動車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（3階以上の部分をもその用途に供するものを除く。）</p>								
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

利便福祉施設地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 共同住宅</p> <p>(2) 寄宿舍（老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助の用に供するものに限る。）</p> <p>(3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をもその用途に供するものを除く。）</p> <p>(4) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をもその用途に供するものを除く。）</p> <p>(5) 診療所（住宅の用途を兼ねるものを含む。）</p> <p>(6) 病院</p> <p>(7) 令第19条第1項に規定する児童福祉施設等</p> <p>(8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(9) 前各号の建築物に付属するもの（自動</p>			180平方メートル	外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.0メートル		15メートル		
----------	---	--	--	-----------	--------------------------	---------	--	--------	--	--

	<p>車庫にあつては、当該自動車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に付属する自動車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が300平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が3,000平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が3,000平方メートル以内の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの及び3階以上の部分にあるものを除く。）</p> <p>(10) 第1号から第8号までの建築物に付属しない自動車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（3階以上の部分をもその用途に供するものを除く。）</p>														
<p>守恒一丁目地区地区整備計画区域</p>	<p>(1) 大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 病院の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が15,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 老人ホームの用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(4) 保育所の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> <p>(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(6) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類するもの又は店舗、飲食店、展示場若しくは遊技場での用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(7) 風営法第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用</p>														

に

「 \_\_\_\_\_ に供する建築物 \_\_\_\_\_ 」

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

新		旧	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
地区整備計画区域		地区整備計画区域	
名称	区域	名称	区域
略		略	
吉志南地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画吉志南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	吉志南地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画吉志南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
猿喰地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画猿喰地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	舞ヶ丘地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画舞ヶ丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
略		略	
舞ヶ丘地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画舞ヶ丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	舞ヶ丘地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画舞ヶ丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
守恒・丁目地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画守恒・丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	守恒・丁目地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画守恒・丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
略		略	

新

別表第2 (第4条-第10条関係)

地区整備計画 区域の名称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ	ク	ケ
						(ア)	(イ)			
	建築してはならない建築物	建築物の延べ面積の面積の割合に制限する割合の最低限度	建築物の延べ面積の面積の割合に制限する割合の最低限度	建築物の延べ面積の面積の割合に制限する割合の最低限度	建築物の敷地面積の面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離の最低限度		建築物の高さの最高限度	建築物の軒の高さの最高限度	建築物の延べ面積の最低限度
吉市南地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。) (3) 共同住宅 (4) 集会所又は公民館 (5) 幼稚園又は保育園 (6) 診療所 (7) 児童遊園、公民館、児童遊園、公民館、児童遊園その他これらに類する公益上必要な建築物 (8) 前各号の建築物に付属するもの				200平方メートル(集会所若しくは公民館又は児童遊園、公民館、児童遊園その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地面積を除く。)					
津波地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場 (2) 工場(特別要第2(1)項第1号に掲げる工場、同項第2号又は処理に供するもの)で令第130条の9で定めるもの及び産業廃棄物処理施設を除く。 (3) 研究所 (4) 倉庫業を営む倉庫、建物利用用途が倉庫業の用に供する倉庫若しくは一般貨物自動車運搬事業の用に供する倉庫(いずれも就労業務の総合化及び労働力の	1.0分の20	1.0分の6	1.0分	500平方メートル	外壁等の面から道路境界線までの距離	1.0メートル	2.0メートル		

旧

別表第2 (第4条-第10条関係)

地区整備計画 区域の名称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ	ク	ケ
						(ア)	(イ)			
	建築してはならない建築物	建築物の延べ面積の面積の割合に制限する割合の最低限度	建築物の延べ面積の面積の割合に制限する割合の最低限度	建築物の延べ面積の面積の割合に制限する割合の最低限度	建築物の敷地面積の面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離の最低限度		建築物の高さの最高限度	建築物の軒の高さの最高限度	建築物の延べ面積の最低限度
吉市南地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。) (3) 共同住宅 (4) 集会所又は公民館 (5) 幼稚園又は保育園 (6) 診療所 (7) 児童遊園、公民館、児童遊園その他これらに類する公益上必要な建築物 (8) 前各号の建築物に付属するもの				200平方メートル(集会所若しくは公民館又は児童遊園、公民館、児童遊園その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地面積を除く。)					

新		旧	
<p>供養に関する法律（平成17年法律第85号）第2条第3号に規定する特定流通業務施設に限る。）又はこれらに用する事務所若しくは自動車庫（4）一般乗合旅客自動車運送業務の用に供するもの、前各号の建築物に付属するもの</p>	<p>1号に該当するものに限る（4）自動車庫</p>		
<p>新産業A地区</p> <p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 倉庫業を営む倉庫（流通業務の総合化及び効率化の促進に關する法律（平成17年法律第85号）第4条第1項の規定により認定された同項の総合流通計画に記載された同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設に限る。）</p> <p>(3) ～ (6) 略</p>	<p>略</p>		
<p>圏ヶ丘地区</p> <p>利便施設地区</p> <p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 共同住宅</p> <p>(2) 寄宿舎（老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助の用に供するものに限る。）</p> <p>(3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの、その面積の合計が1,500平方メートル以内のもの（3階以上の部分を除く。）</p>	<p>略</p>	<p>1.80メートル又は道路境界線から道路境界線までの距離</p> <p>1.0メートル</p>	<p>略</p>

新

旧

(4) 事務所での用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)  
 (5) 診療所(住宅の用途を兼ねるものを含む。)  
 (6) 病院  
 (7) 令第19条第1項に規定する児童福祉施設等  
 (8) 巡警派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物  
 (9) 前各号の建築物に付属するもの(自動車庫庫にあっては、当該自動車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物の用途に供する工作物の築造面積(当該築造面積が300平方メートル以下である場合には、その値を減じた値)を加えた値が3,000平方メートル(同一敷地内にある建築物(自動車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計が3,000平方メートル以内の場合においては、当該延べ面積の合計)を超えるもの及び3階以上の部分にあるものを除く。)  
 (10) 第1号から第8号までの建築物に付属しない自動車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)

(4) 事務所での用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)  
 (5) 診療所(住宅の用途を兼ねるものを含む。)  
 (6) 病院  
 (7) 令第19条第1項に規定する児童福祉施設等  
 (8) 巡警派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物  
 (9) 前各号の建築物に付属するもの(自動車庫庫にあっては、当該自動車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物の用途に供する工作物の築造面積(当該築造面積が300平方メートル以下である場合には、その値を減じた値)を加えた値が3,000平方メートル(同一敷地内にある建築物(自動車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計が3,000平方メートル以内の場合においては、当該延べ面積の合計)を超えるもの及び3階以上の部分にあるものを除く。)  
 (10) 第1号から第8号までの建築物に付属しない自動車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)

守指一丁目地  
 地区整備計  
 画区域

(1) 大学、高等学校、学校、専修学校及び各種学校の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるものを除く。  
 (2) 病院の用途に供するものでその用途に

新	旧
<p>供する部分の床面積の合計が15,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 老人ホームの用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(4) 供養所の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> <p>(5) マージャン屋、ばちこ屋、射的場、動物園、遊園地、娯楽施設、講堂、劇場、演習場、その他これらに類するもの</p> <p>(6) 劇場、映画館、遊園地、若しくは電氣遊藝、ナイトクラブその他これに類するもの又は娯楽施設、展示場、若しくは遊藝場でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(7) 原簿第2条第6項各号に掲げる店舗型住居を除く営業の用途に供する建築物</p>	<p>略</p>

議案第 110 号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市立くきのうみ小学校を新設する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の学校教育関係の表の小学校の項中

〃 小 石 〃	〃 〃 宮前町3番1号	を
〃 修多羅 〃	〃 〃 修多羅一丁目11番4号	

〃 くきのうみ 〃	〃 〃 古前二丁目19番36号	に、
〃 小 石 〃	〃 〃 宮前町3番1号	

〃 二 島 〃	〃 〃 東二島五丁目13番1号	を
〃 古 前 〃	〃 〃 古前二丁目19番36号	

〃 二 島 〃	〃 〃 東二島五丁目13番1号	に
---------	-----------------	---

改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間は、改正後の別表第1の学校教育関係の表の小学校の項中

〃 〃 古前二丁目19番36号	とあるのは、
-----------------	--------

〃 〃 修多羅一丁目11番4号	とする。
-----------------	------



議案第 1 1 1 号

高規格救急自動車の取得について

高規格救急自動車を次のとおり買い入れる。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 高規格救急自動車を買入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 品名  
高規格救急自動車
- 2 数量  
4 台
- 3 買入れ予定金額  
1 億 4, 5 2 0 万円

## 参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 112 号

太刀浦コンテナクレーン更新工事（R3）請負契約締結について  
太刀浦コンテナクレーン更新工事（R3）請負契約を次のとおり締結する。  
令和3年9月2日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 太刀浦コンテナクレーン更新工事（R3）請負契約を締結するに当  
たり、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する  
条例第2条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 工 事 名 太刀浦コンテナクレーン更新工事（R3）
- 2 契 約 金 額 11億2,475万円
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 工 期 契約締結の日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方 東京都中央区築地五丁目6番4号  
株式会社三井E&Sマシナリー  
代表取締役社長 田中一郎

## 参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 1 3 号

公有水面埋立てによる土地確認について

次のとおり公有水面埋立てによる土地を確認する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

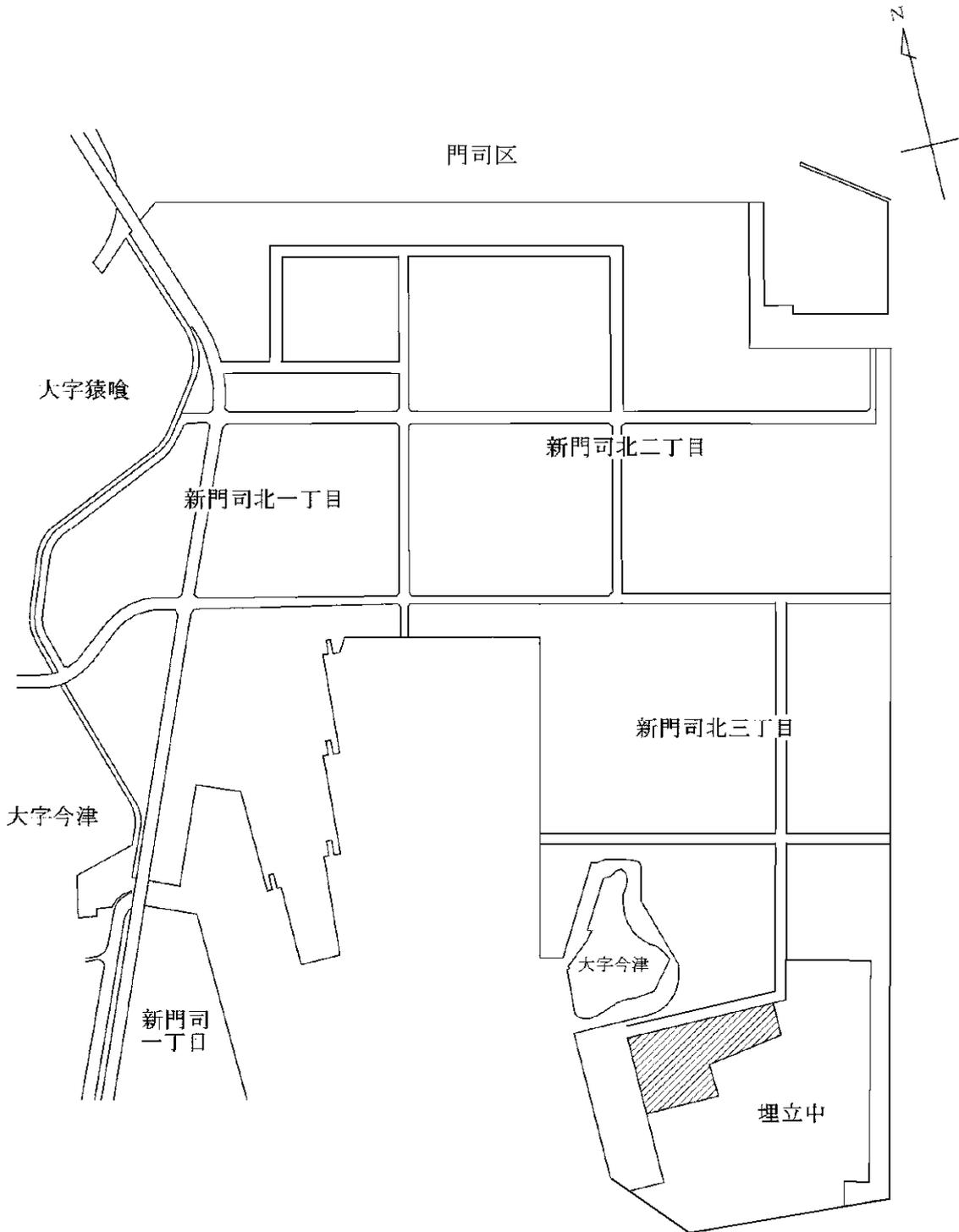
提案理由 公有水面埋立工事により造成された土地が、市の区域内に新たに生じた土地であることを確認する必要があるので、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、この案を提出する。

記

市の区域内に新たに生じた土地

北九州市門司区新門司北三丁目 1 の 2 9、1 の 3 0 地先 3 万 4, 0 0 0 .  
0 4 平方メートル

# 門司区新門司北三丁目地先埋立地付近図



(凡例)  
埋立地 (新たに生じた土地)

地方自治法（抜粋）

（あらたに生じた土地の確認）

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

2 略

議案第 1 1 4 号

町の区域の変更について

町の区域を次のとおり変更する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

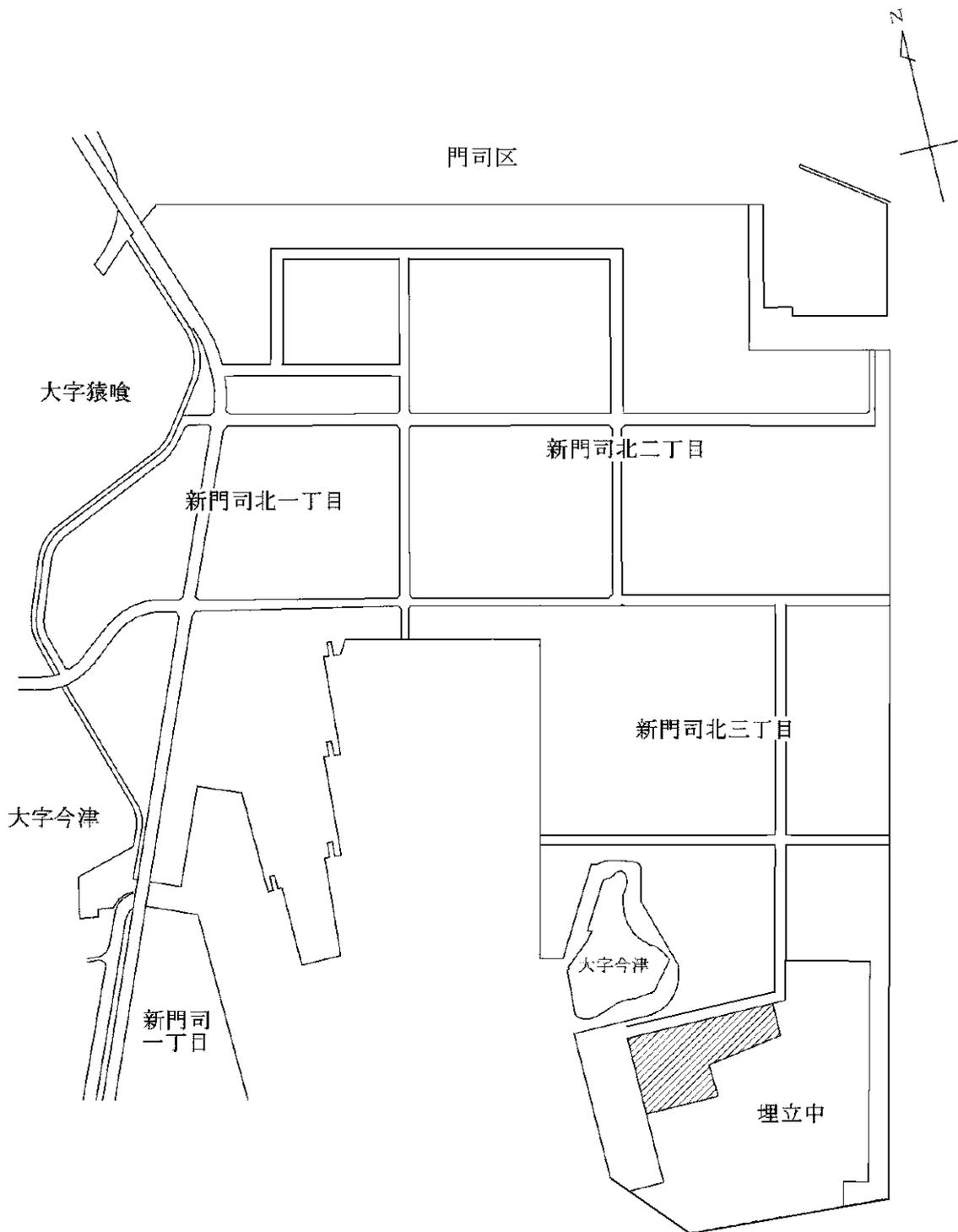
提案理由 公有水面埋立工事により市の区域内に新たに土地を生じたため、当該土地を町の区域に編入する必要があるため、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

記

町の区域の変更

北九州市門司区新門司北三丁目 1 の 2 9、1 の 3 0 地先 3 万 4, 0 0 0 . 0 4 平方メートルを北九州市門司区新門司北三丁目の町区域に編入する。

# 門司区新門司北三丁目地先埋立地付近図



(凡例)  
埋立地 (新門司北三丁目編入する区域)

地方自治法（抜粋）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 略

3 略

議案第 1 1 5 号

土地の取得について

本城特別緑地保全地区整備事業用地を次のとおり買い入れる。

令和 3 年 9 月 2 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 八幡西区大字本城に所在する土地を本城特別緑地保全地区整備事業用地として買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

1 土地の地目及び所在地

山林

八幡西区大字本城 1 5 4 2 番 2 ほか 3 筆（明細別記）

2 土地の面積

1 万 3, 5 4 6. 9 7 平方メートル

3 買入れ予定金額

9, 0 7 6 万 4, 6 9 9 円

取得しようとする土地の明細

山林

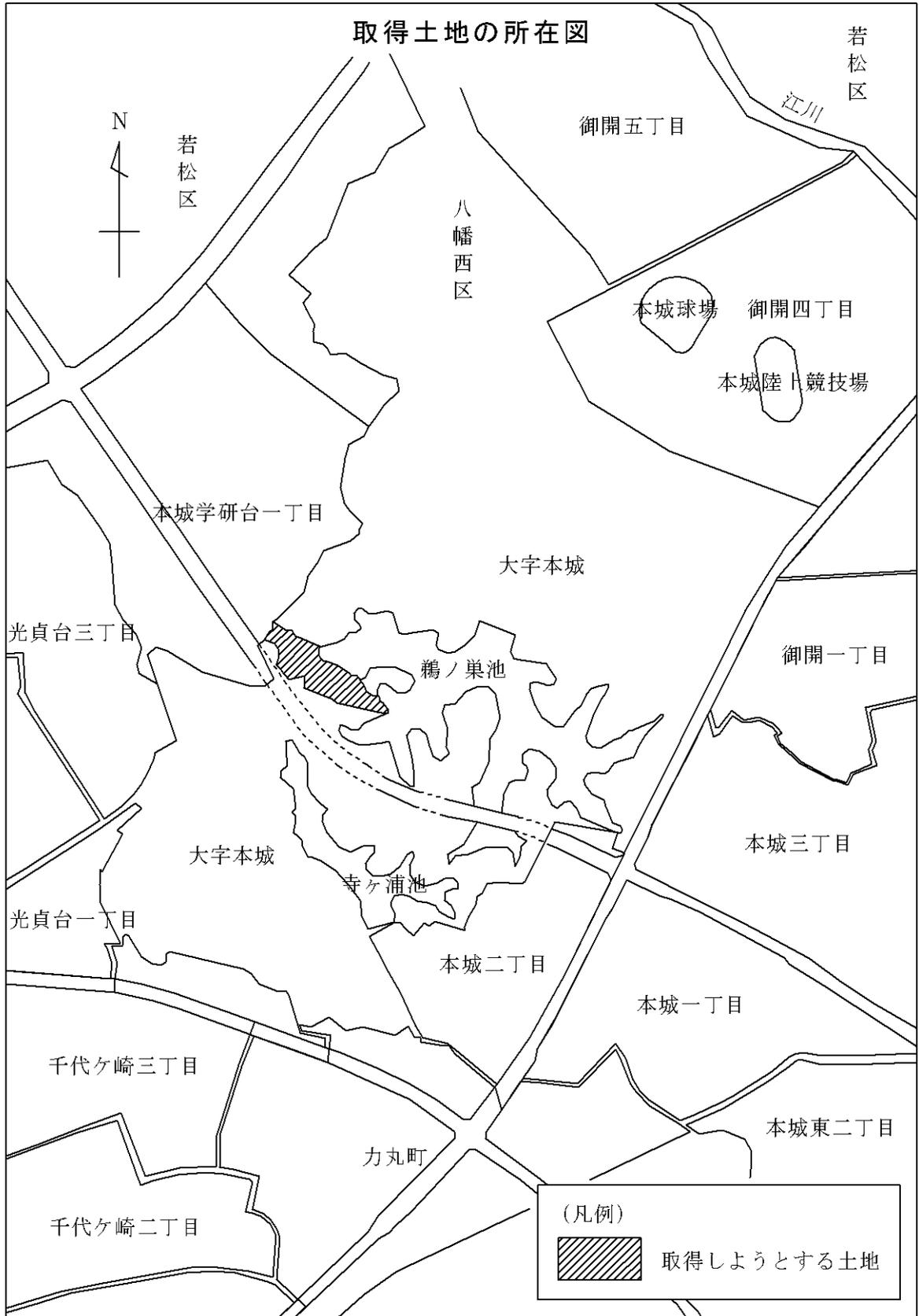
八幡西区大字本城 1 5 4 2 番 2

八幡西区大字本城 1 5 4 3 番 1

八幡西区大字本城 1 5 4 6 番 2

八幡西区大字本城 1 5 4 6 番 3

参 考



北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。